

## 名張市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年 4月10日

名張市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

名張市においては、高齢化と後継者の不足による農業の担い手不足が問題となっており、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市は平野部と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討する必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会法第7条第1項に基づき、名張市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 2016年4月 (平成28年4月)	1,101.00ha	29.50ha	2.68%
目標 (2026年4月)	927.50ha	18.60ha	2.01%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を基本とし、適切な時期に実施する。

意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

状況調査と意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表を行う。

##### ② 非農地判断について

○状況調査と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、地域の意向及び、農地転用制度との整合性を図りながら適切に「非農地判断」を行い、地域の営農体制の維持の基盤となる「守るべき農地」を明確化する。

## 2. 認定農業者への農地利用の集積・集約について

### (1) 認定農業者への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積面積の割合 (B/A)
現状 2016年4月 (平成28年4月)	1,101.00ha	89.00ha	8.08%
目標 (2026年4月)	927.50ha	136.00ha	14.67%

【参考】市内農家の状況

	総農家数 (内、主業農家数)	認定農業者
現状 2016年4月 (平成28年4月)	1294戸 (54戸)	40 経営体
目標 (2026年4月)	1040戸 (43戸)	47 経営体

注1：「市内農家の状況」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値とする。

注2：「総農家数(内、主業農家数)」の現在値は、2015年農林業センサスの数値とする。

注3：目標の数値は、累積目標とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 集落単位での担い手の確保

○担い手が不在の集落においては、「人・農地プラン」の作成支援等により、「集落営農」を早期確立するとともに、既に営農の仕組みのできた集落については、今後の営農継続に向け、経営規模の拡大・法人化や広域的な単位で農地の利用調整を行う仕組みづくりなどを進めていく必要がある。

#### ② 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

○農地の所有者等を確知することができない優良な農地については、公示手続きを行い、県知事の裁定による中間管理権の設定を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

新規参入者（個人）	
現状 2016年4月 (平成28年4月)	1 経営体
目標 (2026年4月)	10 経営体

注1：目標値は、名張市内で青年等就農計画の認定を行った経営体とする。

注2：目標は累計の数値とする。

#### (2) 新規参入の推進に向けた具体的な推進方法

##### ①就農相談等の対応

○市や農業委員会等に寄せられる就農相談について、必要に応じ、地区担当の農業委員及び推進委員が相談支援活動を行う。

##### ②青年等就農計画審査会への参画

○市が開催する青年等就農計画審査会に、地区担当の農業委員及び推進委員が参画する。農業委員及び推進委員には新規就農名簿等の情報を提供する。

##### ③農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金）審査会及びサポート体制への参画

○市が開催する農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金）審査会及び交付対象者のサポート体制における「農地」の専属担当者としてサポート活動（年2回訪問指導、交付期間の中間年に開催される評価会への参画）に、地区担当の農業委員及び推進委員が参画する。

##### ④農業委員会のフォローアップ活動

○農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。また、農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見的な役割を担う。